

掛川市告示第14号

掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月9日

掛川市長 松井三郎

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 平成23年3月10日から同月31日までの間に交付の決定を受けた補助金に関する第3の(2)の規定の適用については、第3の(2)中「50万円」とあるのは「80万円」と、「80万円」とあるのは「110万円」とする。
- 3 平成23年3月10日から同月31日までの間に交付の決定を受けた補助金に係る完了報告書の提出期限は、第7の(2)の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年3月9日から施行する。